

自然体験型環境学習プログラム構築支援業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務目的

豊中市（以下「市」という。）は令和3年（2021年）に「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（とよなか・ゼロカーボンプラン）」を改定し、2050年までに市民一人あたりの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げ、地球温暖化防止に向けた取組みを推進している。同計画において、環境教育・学習を推進するため、「森林環境保全に関する自治体間連携協定」を締結した島根県隠岐の島町・大阪府能勢町の両町で、自然とのふれあいや環境学習を行うことを掲げている。

本業務は、豊かな自然に囲まれた両町の地域特性を活かし、SDGsの観点を含めた自然体験型環境学習を通じて市民の自然環境への意識の高揚を図り、環境保全に参画する市民を増やす為に、自然体験型環境学習プログラム構築のための調査・検証を行い、次年度以降に本格的な実施が可能な自然体験型環境学習プログラムの構築を目的に実施するものである。

2. 業務概要

(1. 業務名称

自然体験型環境学習プログラム構築支援業務

(2. 業務内容

自然体験型環境学習プログラム構築支援業務仕様書を参照

(3. 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

(4. 予定額

委託料の上限は、5,550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2. 公募日において、入札参加資格を有していること。
- (3. 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

- (4. 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6. 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7. 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程

実施要領等の公表	5月23日（月）
質問事項の締切	5月27日（金）17時まで（必着）
質問事項への回答	6月2日（木）
企画提案書の提出期限	6月10日（金）17時まで（必着）
第一次審査（書類審査）	6月14日（火） ※応募事業者が5社を超えた場合のみ実施
第二次審査（プレゼンテーション）	6月17日（金）
審査結果の通知予定日	6月下旬
委託契約の締結予定日	6月下旬

※いずれも令和4年（2022年）

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

5. 応募方法

(1. 応募書類)

No.	提出書類	記載事項及び注意点	様式
1.	参加表明書	・ 正本1部のみ提案者の代表者印を押印。	様式1
2.	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の様式は任意であるが、その大きさ等は、原則 A4 縦長、両面横書きとすること。但し、A4 サイズを超えるものは、A4 の大きさに折り込むこと。 ・ 次のとおり企画提案を求める。 <項目①> 近年の環境問題への意識の高まり、SDGs の観点を含めた業務実施方針 <項目②> 隠岐の島・能勢両町の地域特性を活かした環境学習プログラムの提案 <項目③> 業務遂行スケジュール <項目④> 仕様書に記載された内容以外の提案 	任意

3.	提案者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「従業員（人）」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。 ・「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。 ・「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること。（別紙での提出も可能とする。）また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。 	様式 2
4.	提案者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで他自治体において環境学習の分野の業務を受注した実績について記載すること。 	様式 3
5.	総括責任者及び担当者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「従事分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記載すること。 ・「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、担当した本事業と同等の業務又はそれに類する業務等のうち代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野（総括、技術など）を記入すること。（複数記入可） 	様式 4
6.	業務執行体制調書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施にあたってチームで取り組む体制及び特徴を記入すること。 ・役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・現在担当している業務数の欄には、契約金額 200 万円以上の業務数を記入すること。 ・主な勤務場所は都道府県名を記入すること。 ・様式 5 のレイアウトは適宜に変更できるものとする。 	様式 5
7.	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 ・見積書は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。 ・正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。 	任意
8.	公募日から過去 3 年以内の処分歴等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・該当の有無を記入すること。 ・措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合はその写しなどを添付すること。 	様式 6

(2.提出部数

No.1～8 の正本 1 部

および No.1～8 のデータを格納した電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)

(3.提出期限

令和 4 年 (2022 年) 6 月 10 日 (金) 17 時必着

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

(4.提出方法

持参 (土日祝及び 17 時 15 分以降は受け付けない) または郵送により提出すること。なお持参により提出以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認すること。

(5.提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

6. 選定方法

(1. 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。応募事業者が 5 社以上あった場合のみ、事前に第 1 次審査 (書類審査) を行う。提案書及び提案書に基づく第 2 次審査 (プレゼンテーション) をオンライン (Zoom) で行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第 2 次審査 (プレゼンテーション) の結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者とししない。得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。

第二次審査の日程は以下の通り

①日時：令和 4 年 (2022 年) 6 月 17 日 (金)

※日時等の詳細は、提案者に別途連絡する。

②発表時間：30 分程度 (1 提案者につき 15 分以内のプレゼンテーションのあと、審査会委員との 15 分程度質疑応答)

③プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とします。

④その他：当日の出席者は 1 提案者当たり 1 アカウントとし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

(2. 審査項目)

審査項目	配分点数	評価ポイント
業務実績・体制	10点	・類似する業務の実績
	10点	・本業務を担当する実施体制について
企画提案書	10点	・企画書作成やプレゼンテーション能力及び取り組み姿勢についての評価
	10点	・＜項目①＞について
	30点	・＜項目②＞について
	10点	・＜項目③＞について
	10点	・＜項目④＞について
業務見積	10点	・見積額
処分歴等	マイナス評点	・公募日から過去3年以内の処分歴等
合計	100	

(3. 審査結果の通知)

審査結果は、令和4年（2022年）6月下旬に郵便で発送する。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受注者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受注者を約束するものではない。

(4. 審査結果の公表)

審査結果は、市のホームページ等で公表する。

7. 参加手続き等

(1. 募集要項の公表)

日時：令和4年（2022年）5月23日（月）

場所：市ホームページ

(2. 質問事項の受付・回答)

受付日時：令和4年（2022年）5月27日（金）17時必着

受付方法：「質問書（様式7）」をメールにて事務局あてに提出

(提出先アドレス : chikyu@city.toyonaka.osaka.jp)

回答日時 : 令和 4 年 (2022 年) 6 月 2 日 (木)

回答方法 : 提出されたすべての質問及び回答を、市のホームページに掲載
個別に回答は行わない。

(3. 提案書の提出

提出日時 : 令和4年 (2022年) 6月10日 (金) 17時必着

提出方法 : 「5. 応募方法」に記載のとおり

(4. 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げの場合は、「辞退届」(様式任意)を提出する。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1. 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2. 委託限度額を超える提案を行った場合
- (3. 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (4. 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (5. プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6. 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (7. 一団体に複数の提案をした場合
- (8. 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (9. 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (10. 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (11. 審査の公平性を害する行為があった場合
- (12. 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

9. 契約の締結

- (1. 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、令和 4 年 (2022 年) 6 月下旬の契約締結を目途に、市と契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の応募者と契約をすることがある。
- (2. 契約内容及び仕様については、提案をもとに市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、提案から変更が生じることがある。

- (3. 本業務の受注者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うものとする（受注者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）。)

10. 留意事項

- (1. 本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2. 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (3. 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (4. 審査及び評価の内容、提案者名簿などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。
- (5. 応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

11. 応募書類作成の際の参考資料

○トップページ > まちづくり・環境 > 法令・条例・計画・発行物 > 地球環境

・第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～
[第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～ 豊中市 \(city.toyonaka.osaka.jp\)](http://city.toyonaka.osaka.jp)

○トップページ > まちづくり・環境 > 環境政策 > 地球温暖化対策 > 行政の取り組み

・能勢町との森林環境保全に関する自治体間連携協定の締結について
[能勢町との森林環境保全に関する自治体間連携協定の締結について 豊中市 \(city.toyonaka.osaka.jp\)](http://city.toyonaka.osaka.jp)

○トップページ > まちづくり・環境 > 環境政策 > 地球温暖化対策 > 行政の取り組み

・隠岐の島町との森林環境保全に関する自治体間連携協定の締結について
[隠岐の島町との森林環境保全に関する自治体間連携協定の締結について 豊中市 \(city.toyonaka.osaka.jp\)](http://city.toyonaka.osaka.jp)

12. 応募・質問・問合せ先（事務局）

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 豊中市環境部環境政策課 環境企画係

担当：草野、大道

T E L 06-6858-2107

F A X 06-6842-2802

E-mail chikyu@city.toyonaka.osaka.jp